

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成 21 年法律第 77 号 平成 21 年 7 月 15 日公布)

住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手続を定めるとともに、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため住民票の記載事項等について所要の改正を行う。

住民基本台帳カードの継続利用に関する事項

他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。

- (1) 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する
- (2) 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続利用が可能となる。

外国人住民に係る住民票の記載事項の特例

外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

- (1) 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
- (2) 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。

施行期日

公布後 3 年以内の政令で定める日